

第8章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景・趣旨と位置づけ

成年後見制度は、認知症や障害などにより意思決定が困難な人を法的に保護し、支援するための制度です。

平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29(2017)年には、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。第一期基本計画(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)では、全国での制度利用促進を目指し、地域連携ネットワークの構築が進められ、第二期基本計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)では、「地域共生社会」の実現を目指し、本人中心の支援を充実させています。

市町村は本法律に基づき、制度利用促進の計画を策定することが求められており、本市でも第5期地域福祉計画と一体的に策定し、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにし、取り組みを進めていきます。

2 計画の基本方針

国の第二期基本計画では、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であっても、その特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用に取り組むことで、地域社会に参加し、ともに自立した生活を送れるような権利擁護支援を行う取り組みを進めることとなっています。

本市の計画においても、その趣旨に従い、本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるような取り組みを進めることとし、後見・保佐・補助といった成年後見制度だけでなく、任意後見制度や日常生活自立支援事業などの充実も図ることで、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

【今後の取り組み】

(1)成年後見制度等の周知・啓発

成年後見制度の認知度を向上させるため、市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行います。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
成年後見制度の理解促進	1(1)②【44ページ】
成年後見制度の相談窓口の周知	3(1)②【67ページ】

(2)相談支援体制の整備

成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指し、平成25(2013)年5月に設置した「豊橋市成年後見支援センター」について、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関としての機能の充実を図るとともに、日常生活自立支援事業など、成年後見制度以外の権利擁護支援策についても一体的に進めていきます。

また、地域住民の参画を得た体制となるよう、市民後見人などの担い手の養成に取り組みます。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
市民後見人の養成と活動支援	1(2)②【48ページ】
成年後見制度等に関する相談対応	2(3)②【59ページ】
成年後見制度市長申立ての実施	2(3)②【59ページ】
日常生活自立支援事業	2(3)②【59ページ】

(3)利用促進に向けた環境整備

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させていきます。また、多様な分野・主体の参画と、連携・協力によって効果的に機能するよう体制を整備して、持続可能な運営をしていくため、段階的・計画的に取り組みを進め、包括的なネットワークづくりを進めます。

◆主な取り組み内容◆

事業名または取り組み名	関連する取り組み【ページ番号】
成年後見人等からの相談対応	2(2)①【55ページ】
成年後見制度における適切な申立ての調整(受任調整)	2(3)②【59ページ】
成年後見制度利用支援事業	2(3)②【59ページ】
意思決定支援の推進	2(3)②【59ページ】

用語説明

■後見・保佐・補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立てができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権※	すべての法律行為 (本人の同意は不要)	申立てにより裁判所が定める特定の法律行為(本人の同意は必要)	
同意権※ 取消権※	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等)以外の法律行為	法律上定められた重要な行為のほか申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める特定の行為

※代理権:後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限

※同意権:本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限

※取消権:後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限

用語説明

■権利擁護支援の地域連携ネットワーク■

本人らしい生活を継続するため、意思決定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要です。また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがいない等、地域社会とのつながりが希薄な状態の人もあります。そのため、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実していくことも重要です。

このように、権利擁護支援の地域連携ネットワークは、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つの仕組みで構成されます。

地域連携ネットワーク

権利擁護 支援チーム

- ・権利擁護支援が必要な人を中心とし、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み

協議会

- ・専門職や当事者等の団体などを含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。

中核機関

- ・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割(協議会の運営等)
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化をはかるために関係者のコーディネートをを行う役割